

**(公財)日弁連法務研究財団
認証評価会議(第1回)議事録**

2010(平成22)年12月1日(水)午後1時~3時

(公財)日弁連法務研究財団：認証評価会議(第1回)議事録

- 1 日時 2010(平成22)年12月1日(水)午後1時~3時
- 2 場所 弁護士会館14階1401会議室(日本弁護士連合会)
- 3 出席者
議長 平山正剛
委員 大谷 實,佐柄木俊郎,高橋宏志,千種秀夫,永井和之,
前原金一,吉村徳則(50音順・敬称略)
事務局長 清永敬文
事務局員 今泉亜希子,島岡清美
- 4 議題
(審議事項)
 - 1 公益財団法人への移行に関する件(報告)
 - 2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(情報公開)に基づく評価基準の修正について
 - 3 法科大学院認証評価手続細則の改正の件
 - 4 認証評価会議運営細則への改正の件
 - 5 評価委員会運営細則の改正の件
 - 6 異議審査委員会運営細則の改正の件
 - 7 追評価制度の手数料の制定の件
 - 8 2011年度の事業計画について
 - 9 その他
委員会委員等の任期の調整について
事業仕分け関連の動向について
(報告事項・意見交換事項)
 - 1 関係機関の動きについて
)文部科学省
)他機関の評価基準の改定状況について
 - 2 その他
委員の辞任について
- 5 議事(要旨)
議長より,本会議は,認証評価事業基本規則の第11条2項2号に基づく臨時開催である旨宣し,議事に入った。
なお,冒頭,新任の前原金一委員より,挨拶があった。

【審議事項】

1 公益財団法人への移行に関する件（報告）

当会議委員の高橋宏志理事長及び清永認証評価事務局長より、法人法の改正に基づき、本年10月1日に公益財団法人へ移行した旨の経緯の説明・報告がなされた。これに伴い、当会議は、「認証評価評議会」から「認証評価会議」に変更され、また理事長及び専務理事も交代となった旨、併せて報告があり、高橋理事長より挨拶があった。

2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（情報公開）に基づく評価基準の修正について

清永事務局長より、以下のとおり報告及び議案の趣旨説明が行われ、審議の結果、全会一致で改正することとした。

当財団の本年5月の基準改定のすぐ後に、学校教育法施行規則の一部改正があり、情報公開について法令上の根拠がつけられた。これにより、当財団の評価基準における「情報公開」の部分を、従来の「追加基準A」から「法令由来基準」に変更することとしたい。基準の位置付けの変更のみで、内容的な要改正点はないと判断している。

なお、今回の改正に当たっては、内容に変更がなく省令改正に伴う変更であるため、文部科学省に事前に、今回の改正ではパブリックコメントは不要である旨確認をとっている。

3 法科大学院認証評価手続細則の改正の件

4 認証評価会議運営細則への改正の件

5 評価委員会運営細則の改正の件

6 異議審査委員会運営細則の改正の件

議長より、議題3から6は一括審議としたい旨提案があり、これを了承した上で、清永事務局長より以下のとおり報告及び議案の趣旨説明が行われ、審議の結果、全会一致で改正することとした。

公益財団法人化に伴う認証評価会議への名称変更により、当会議が制定する法科大学院認証評価手続細則、認証評価運営規則、評価委員会運営規則、異議審査委員会運営規則の改正が必要となる。このうち3つに用いられている「規

則」という用語については、財団理事会決議を示すものとして統一するため、「細則」に変更する必要がある。また、先の本年10月20日の財団理事会で法科大学院認証評価事業基本規則（以下「基本規則」という。）が改正されており、これも踏まえ併せて、名称以外の表記揺れ等の若干の修正を加えたい。

7 追評価制度の手数料の制定の件

清永事務局長より、以下のとおり議案の趣旨説明が行われ、審議の結果、認証評価事務局の提案原案を一部変更し、下記のような表現を料金表注記に加えることで決定した。

[決定の内容]

再評価の料金についての文章の下に、

・追評価の手数料は、上記再評価手数料に準じて決定するものとします。

との文言を追加する。

[審議の主な経過]

議案の趣旨説明

追評価制度は、当財団では先般の評価基準等の改定の際に新しく創設した制度で、不適格認定を受けた法科大学院について、法科大学院側から申し込みがあった場合に、評価の翌年度又は翌々年度に主としては不適格の根拠となった問題のある分野について重点的に評価を実施するとともに、併せてそれ以外の部分の基準についても評価をして、全体として見て適格か否かを判定するもので、適格の判定をした場合は前の不適格認定が適格として治癒される制度。

基本規則第59条の規定により、手数料については、当会議が決定する。

当該制度は、従前から存在していた再評価制度と基本的には類似しており、この再評価の手数料に準じてはどうかということで「追評価の手数料は上記再評価手数料に準じ、各法科大学院と協議の上決定します」という形としたい。

再評価の手数料に準じとしつつ、「法科大学院と協議の上決定する」趣旨は、追評価制度は、問題のあった分野以外の全体部分についても、一

応簡易な評価・調査を実施するため、場合によっては再評価手数料より少し多目にいただく必要があるかもしれないため。

審議経過の概要

- ・ 協議の上決定というのは、非常に合理的ではあるが、個別具体的事案の額の決定にアンバランスが発生するなど、不満が出る可能性がある。きめ細かい合理性の追求よりも、一律の方が当事者の納得が得られるのではないか。
- ・ 制度そのものの趣旨は定まっているのだから、一律に決めてしまう方がいい。全体の評価を行うのであれば、相応の手数料はとる必要があるのではないか。
- ・ 再評価より追評価の方がより労力はかかる見通しである。簡易調査は、可能なら書面資料のみで確認できればよいと考えている。
- ・ ほかの2つの機関の追評価の料金を見ると、80万円、50万円という状況で、本評価に準じた金額すると大分高くなってしまう。そのため、現行80万円からを基準とする再評価の手数料に準じざるを得ないと考えている。
- ・ 「協議の上で」というのは外して、80万円で準じるということでスタートしてはどうか。(不適格の)分野が増えれば、50万円を追加していく。

8 2011年度の事業計画について

清永事務局長より、以下のとおり議案の趣旨説明が行われ、審議の結果、一部表現の修正を議長一任とした上で承認した。内容的な修正はない。

事業計画は、最終的には財団理事会が作成するもので、本議案はその原案を決定するもの。同時に例年どおり、日本弁護士連合会への要請書についても併せて審議を求める。

柱は主に3点で、2011年度から2巡目の認証評価が開始され、また再評価も実施する、評価基準の改定に伴う評価手法の見直し等の調査研究を行う、運営と財務基盤について。は単年度では大きな赤字となる見通し。

審議の結果，一部，法曹養成制度全般に関する見通しを示す表現部分につき，硬軟両面から適切な表現とするよう議長に修正を一任した。

9 その他

委員会委員等の任期の調整について

清永事務局長より，以下のとおり議案の趣旨説明が行われ，審議の結果，提案のとおり全会一致で承認した。

評価委員会及び異議審査委員会の委員は，当会議が選任するものであるところ，従前は基本規則の規定を厳格に解釈，運営してきたため，当会議の議決日を始期とする任期が複数発生し，任期のバリエーションが5を超えている状況である。この状況を，当会議で「2年以内」と解釈することとし，各委員の任期を統一し選任手続を年1度とし，途中交代，追加選任時には2年を超えない範囲で他の委員の任期に合わせる方式に変更することとしたい。

またその過程で，現委員については，最も多数の委員のいる任期と同日（同年ではない）に合わせて短縮して統合することとしたい。

事業仕分け関連の動向について

清永事務局長よりこれまでの経緯の説明があり，審議の結果，当財団認証評価事業部の意向としては，大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の法科大学院認証評価事業の終了・撤退については支持するべきでないとの結論に達した。議事の概要は下記のとおり。

- ・ 独立行政法人である機構が事業仕分けの対象となり，認証評価事業も仕分けされた。結果は「（認証評価）事業の実施は民間の判断に任せる」とするもので，そのとおり公表されているが，7月以降，仕分けの対象となった事業の範囲の説明が二転三転するなどしており，やや判然としない部分がある。
- ・ 「事業の実施は民間の判断に任せる」とは，聞くところによると，民間で代替可能な場合には，民間で行って機構は撤退するように，という結論のようである。

- ・ 法科大学院認証評価事業が「仕分け」の対象であるか否かを問わず、文部科学省は見直しのための検討を行う意向であるようだ。
- ・ 法科大学院認証評価については、3機関がおおむね3分の1ずつ拮抗してバランスがとれて評価校数を負担している状況であり、全体として赤字事業であることから、評価の校数が増えれば増えるだけ赤字も増えることが予想される。また、5年に1度の評価のサイクルのうち、2年間に評価校数が凝縮している点も問題であり、この歪みを温存したまま民間が引き継ぐことには懸念がある。
- ・ 大学の元へは、すでに複数の部署から課長名での文書による通達が行われており、厳しい状況であると感じている。大学評価の話になるが、大学基準協会をはじめとする機関だけではとても機構が負担している部分を引き受けられない、という方向性を出してもらえるとありがたいと。機構には撤退の意思はないように感じるし、文部科学省も同様であると感じる。
- ・ (機構の)評価の仕方等も、ずいぶんと改善されていると聞いている。まだ時間をかけてやらないといけない時期ではないか。機構の存在は絶対必要だと思う。日本の高等教育全体での評価について、まだきちんと定着したとは言えない状況ではないか。仕分けの人はよくわかっていないのではないか。
- ・ 大学基準協会らが全部の受け皿になれるかといったら、不可能だと思う。
- ・ 国立大学の場合は、法人評価について教育研究評価というのが認証評価と別にあって、これらを一度にこなさないと、大学側に事務コストがかかり過ぎるということで反対意見も送られていた。そういったことから見ると、この事業仕分けはそのあたりの配慮が足りない。
- ・ 大学基準協会らが国立大学の評価をやるというのも、なかなか悩ましい。国立大が脱退している状況があって、ある意味ではすみ分けが進んでしまっている。
- ・ 評価する立場でも、国立大学法人と私立大学法人で見る視点が違う。だから、やはり機構があったほうがいいと思う。

- ・ 司法改革一般について、あまり短期にいろいろ変えるということは好ましくない。もう少し慎重に観察して、決めていく方がいいのではないか。
- ・ 我々は法科大学院だけであり、これに特化すると、率直に言って我々も大学基準協会もキャパシティがないし、増えれば増えるほど赤字になるわけだから、むしろ評価機構が増えて、3つどころか4つといった方がありがたいと思う。

今の評価手数料は評価機関が赤字であるとはいえ大学側から見た場合には高いと思うけれども、お金さえあれば、少しずつ基準が違う機関の評価を複数受けるのが望ましいと考えている。手数料も少し安くなって、複数受けられればいいなという感じ。そういう意味では、機構が撤退するのはまだ早いかなと思う。

ただ、大学全体に関しては、機構の非常に強圧的な姿勢に流されざるを得ないという話も聞いているので、そこは機構が自ら改善すべきだと思う。

- ・ 金融の格付け機関と比べてえらく安い。作業量は大変なものなのに。
- ・ 認証評価の準備段階では、民間でやるべきだという主張もあった。それに、いつの間にか国が介入してきた。今になって今度は民間でやるべき、民間だけでやってもいいというのはおかしい話。本来は民間でやるべきだと思っているが、それには相応の予算措置を講じてもらう必要がある。
- ・ 本来的には、1つの問題について、3つの団体でやるというのはおかしい。そういう意味では、この際思い切って財団が手を挙げて、全部やりますと。その代わり十分な予算をつけてくれと。そう主張しても良いのではないか。

【報告事項・意見交換事項】

1 関係機関の動きについて

) 文部科学省

清永事務局長より、主に「共通的到達目標第2次案修正案」(以下「共通

的到達目標」という。)について紹介があり、意見交換を行った。概要は下記のとおり。

- ・ 共通的計画目標(元はいわゆる「コアカリキュラム」)について、調査研究班作成の第2次案修正案というものが公表された。公表された場所が研究班のサイト等ではなく法科大学院協会のホームページであり、先月の法科大学院認証評価機関連絡会議で、文部科学省の担当者から紹介、説明があった。

文部科学省では、この調査研究班の第2次案修正案をさらに省、あるいは中教審の法科大学院特別委員会としてオーソライズするような手続は特に考えていないということで、むしろ各法科大学院がこれを取り入れていくことによって、事実上のスタンダードとして定着していくことを考えているとの説明。

なお、中教審側は、認証評価機関の評価の仕方のイメージを持っている模様である。概要は、各法科大学院で学生が修了時までには修得すべき知識、能力の内容を水準として、適切な到達目標を作成している、その当該到達目標を踏まえて、事業計画が適切に作成され、事業が実施されている、自学自修にゆだねる部分を含めて、当該到達目標に対する学生の到達レベルを測定するための適切な手段を考慮する、この3点について、認証評価で評価をしてはどうかということ。

- ・ これまでも議論してきた問題であるが、ロースクールをつくる時多様なロースクールとあって、それぞれの特色を生かせということが一番の目標だったはずで、共通的到達目標というのが、これとどういう関係があるのか。共通的到達目標の水準をあまり高くすると、特色なんかとても出せない。共通到達目標はある程度低くても、そこでいろいろな山のある、特徴のあるもの、それが本来の出発点だったのではなかったか。しかもそれを、この認証評価の基準として、高いものを要求されると、特色なんか出してる暇はないというようなふうになりかねないというのが第一。

それからもう一つ、「授業計画の作成実施を担保する組織的な体制」の、この「組織的な体制」というのは何を意味するのか、授業はその先生が

やるのだと思っているけれども、これはティーチング・アシスタントも含めるのか、教材作成の補助員を付けるとか、そういうことまでも意味しているのか、この「組織的な体制」というのは一体どういうことを言っているのか。

- ・ おそらく小規模法科大学院であれば、教員全体として授業計画がきちんとつくっているかどうかを厳密に、FDなどを通してやっているかどうかということなのではないか。そもそもは、そういうイメージでいいのかどうかということもあるが。
- ・ 経営的な観点から見ると、これはプラン、ドゥ、チェックで、アクションがない。PDCだけでは全く回らないと思うが。
- ・ 抽象的にはわかるが、教員独自の工夫、学校独自の工夫が難しくなり、最終的には、共通の教科書・教材の使用などが進むことになるのではないか。そうなれば教える側も評価する側もやりやすいのだろうが、そもそもそういうもので良いのかという点もあるし、過渡期や現状があるとして、それを学校間で正しく比較検討することができるのかの問題もある。

これは結局、司法試験のところではみんな同じレベルで同じ基準で評価するわけだから、そこに何があらわれてくるのかは、はっきりしない。

- ・ 最終目標はやはり司法試験。そこに到達するやり方というのは幾通りもあるわけで、こういうものをつくっても、あくまでも1つの参考のための仕様という程度に扱っていただくとありがたい。ここまで準備されるのには、相当エネルギーを使ったんだろうと思われるし。こういうものの扱い方をどういうふうにされるのかが1つのポイントだと思うが、評価の基準として「これも教えなさい。あれも教えなさい」と言ったら、やや強制的になる。
- ・ 第一次案の議論のとき、よく書けているが、解説書の目次を並べた詳細な目次みたいな感じがするというご議論のほうが多かったように思う。この第二次修正案についてもやはり同じような印象を受けるので、評価委員会の議論も踏まえて、意見を最終的にはまとめるべきだろうと思うが、何らかの共通的到達目標は、やはりなければいけないという必要性

も認める。

ただ具体的中身はどうなんだということになると、なかなか結論が出ない。普通の教育の到達目標というと、言っても言わなくても同じような話になるはずで、ポイントを絞るべきところ絞れないからこういうことになったのか。わからない。

- ・ 到達目標を作成しているかどうかということ、実施しているかどうかということをもそんなに明解に示せるものか。スタンダードはあった方がいいと思う。けれども、具体的にそれを、この評価の中で、きちんとやっていくことができるのかなという感じがする。
- ・ 実質的にはそれほど影響力はないと思う。本来、同じ目標に向かっていくはずなので、程度の差はあれ、あってもなくても大きく変わるものではない。表面的には、一応これに準拠するというような形になるか、しり抜けになる。まず第一に、これは授業そのものの到達ではない。学生がここまで行けということであって、自学自修を含むため、授業としてどこまでやれということを行っているわけではない。大学院を修了するとき、学生がこうなっている、授業ではここまでやる、ここから先は自学自修で、大学は学生1人に椅子、机が2つでとか、そういうことも含まれてくるかもしれない。

また、これは文部科学省が出したものであって、司法試験は法務省の所管なので、司法試験を縛るものではない。司法試験委員会は、大体こういうところから出題しますというメッセージを何度も出しているが、それと、意識しているのかどうかかわからないが、内容が異なっている。例えば刑事訴訟法として、司法試験委員会は少年法の概要も範囲の中には入るので、仮に短答式の枝の1つぐらいでも、一応、少年法も入るといふふうになっているが、この共通的到達目標の刑事訴訟法のところには少年法が全然入っていない。こういう目次のようなものは、つくれと言われたら仕方なくでもつくれるもの。ただ、後半の民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理は、各法科大学院によって結構バラツキがあったため、これは意味がないわけではない。

そのほかにも偏った教員がいて全体の編成に影響が出ているとか、困

- った法科大学院がないわけではないようだが、そういうところにこの共通の到達目標を見せて、それを是正できるわけではないと感じている。
- ・ 司法試験だけについてこうしたことをやると、最近のように、何か受験勉強というふうに考えられかねないのかなというような不安がないとはいえない。
 - ・ 論文式試験の問題に対しては、法科大学院の教員は、おおむね評価していると感じている。よく練られた問題だと。ただ短答式に関しては、問題がたくさんある。法科大学院側からは、短答式の負担が重過ぎるといふ批判が強い。
 - ・ 短答式の狙いは端的に言えば、基本的な体系書を最後まで全部読みなさいというメッセージ。刑訴でも民訴でも、上告なんていうことは授業ではなかなかできないが、教科書には書いてあるから、そこまで読みなさいと。
 - ・ 来年から始まる予備試験がどうなるかで、法科大学院制度が激震する可能性がある。まだどこも具体的に検討してない。何人ぐらい合格させるべきかという議論は、そもそもすべきものではないというような意見の方が強くて、しかし実際、どこかで合格、不合格を決めるわけだから、それをどう決めるのか。戦々恐々な思い。

）他機関の評価基準の改定状況について

清永事務局長より、機構と大学基準協会が評価基準等の変更を終了した旨、報告があった。適格、不適格の認定に当たっては総合的な判断を行うなど、一定の形で、3機関の統一、整合性が図られている。

2 その他

・ 委員の辞任について

議長より、従前、この認証評価会議の前身、認証評価評議会の認証評価評議員に就任されていた前理事長の新堂幸司先生が理事長ご退任とともに、また、片山善博同評議員は総務大臣就任とともに、当会議の委員をご退任である旨紹介がされた。

- ・ 大韓弁護士協会法学専門大学院評価委員会との交流について
高橋委員より，財団としての大韓弁護士協会法学専門大学院評価委員会との継続的な交流の開始について報告があった。